

障害福祉サービス等事業所 各位

多摩市健康福祉部長 小野澤 史
(公印省略)

令和 4 年度以降の在宅においてサービス提供を行う際の取扱いについて (通知)

日頃より、多摩市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う障害福祉サービス等を在宅において提供する場合の取扱いについては、令和 3 年 4 月 15 日付 3 多健障第 114 号「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う在宅においてサービス提供を行う際の取扱いについて (通知)」(以下「多摩市通知」という。)にてお知らせしたところです。

このことについて、就労移行支援及び就労継続支援 (A 型、B 型) については、在宅でのサービス提供が常時の取扱いとされたことを踏まえ、対象者に係る届出書及び運営規程の写しの提出をお願いしてきたところですが、東京都福祉保健局地域生活支援課就労支援担当課長より令和 4 年 3 月 30 日付事務連絡「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて」(以下「東京都事務連絡」という。)が発出されたことを踏まえ、多摩市における取扱いを改めて下記のとおりと致しますので、内容につき確認の上、必要な届出等を行っていただきますよう、お願いいたします。

その他サービスについては、特例的な取扱いが未だ終了となっていないことを踏まえ、多摩市における取扱いについては従前の対応を継続いたします。各事業所におかれましては、内容につき確認の上、引き続き必要な届出等を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、今後、国や東京都等から新たな方針等が示された場合は、変更となる場合があることについて、予めご了承ください。

記

1 就労移行支援及び就労継続支援 (A 型、B 型) について

(1) 要件等

在宅において利用する場合の支援を提供するにあたり、利用者が「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると多摩市が判断する場合」で、当該利用者が利用する就労移行支援事業所又は就労継続支援 (A 型、B 型) 事業所が以下のアからキの要件を全て満たす場合に限り、報酬算定を可能とします (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 (令和 3 年 3 月 30 日最終改正)「就労移行支援事業、就労継続支援 (A 型、B 型) における留意事項について」より)。

在宅でのサービス利用が認められるのは、「利用者本人が在宅でのサービス利用を希望する」場合であり、事業所の都合等により在宅での支援とすることは認められません。

なお、先述の多摩市通知にてお示ししていた、受給者証への「在宅利用」印字については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間については、これを省略するものとします。

【在宅支援を行う事業所が満たさなければならない要件（令和3年度より変更なし）】

- ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(2) 要件確認に当たっての提出書類（必須）

① 別紙「(多摩市様式) 在宅でのサービス利用に係る届出書」

※ 対象者分につき、個人単位で作成・提出して下さい。なお、本届出書は、年度単位での提出が必要となりますので、令和3年度に提出を行った場合でも、令和4年度以降も引き続き在宅でのサービス利用を希望する対象者がいる場合は、当該者につき改めて提出をお願いいたします。

② 在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記した運営規程の写し

※ 指定権者(東京都又は所管自治体)に提出したものの写しを提出して下さい。

※ 東京都が指定権者である場合は、先述の東京都事務連絡の内容に沿って提出を行った運営規程及びチェックリストの写しを提出してください（都変更届出提出期限：令和4年6月30日）。

(3) 留意事項

- ・ 事業所からの届出内容を市が精査した結果、利用者の状況や事業所における支援予定内容によっては、「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる」と判断できない場合があります。その場合は、在宅支援に係る報酬算定も認められないことがありますので、ご了承ください。
その場合は、市担当者より連絡を致します。
- ・ 上記事業所要件イにより作成を行うこととされている日報や、必要に応じ指定権者に提出することとされている訓練内容等の記録については、市からも状況に応じ、各事業所に提出を求めることがあります。その際、届出内容に虚偽等があることが判明した際には、報酬の返還等を求めることがありますので、ご注意ください。
- ・ 在宅でのサービス利用が認められるのは、「利用者本人が在宅でのサービス利用を希望する」場合であり、事業所の都合等により在宅での支援とすることは認められません。事業所の判断により一律に在宅支援とするような取扱いの事実が判明した場合においても、報酬の返還等を求めることがありますので、ご注意ください。
- ・ 単なる欠席連絡（その後の支援については不要と利用者からの意向がある場合）についてはサービス提供とはみなしません。

2 その他障害福祉サービス及び障害児通所支援（居宅系サービス、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援を除く）について

令和2年度より多摩市においても認めている、「通常在宅支援を認められてない利用者について、本人や家族からの申し出により、感染拡大への不安等から通所を控える場合又は感染拡大防止のためにやむを得ないと事業者が判断し、臨時的に在宅でのサービス利用を行う場合の取扱い」については、当面の間、引続き、特例として認めるものとします。

報酬算定を認める要件は、1の就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）の取扱いに準じるものとします。

上記、「(2)要件確認に当たっての提出書類（必須）」における『在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記した運営規程の写し』については、就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）以外のサービスについては提出不要ですが、『別紙「(多摩市様式)在宅でのサービス利用に係る届出書』については同様式の提出をお願いします。

なお、本届出書は、年度単位での提出が必要となりますので、令和3年度に提出を行った場合でも、令和4年度以降も引き続き在宅でのサービス利用を希望する対象者がいる場合は、当該者につき改めて提出をお願いいたします。

提出書類

「(多摩市様式)在宅でのサービス利用に係る届出書」→全サービス必要

その他、上記の留意事項についても同様の取扱いとなることから、内容を確認の上、対応いただくようお願いいたします。

なお、適用終了予定日については、国や東京都からの通知等を基に、改めて通知いたします。

3 共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者が、「一時的に自宅に戻って生活する場合において、報酬算定を認める取扱い及び要件」は、2のその他障害福祉サービス及び障害児通所支援に準ずるものとして、当面の間、引続き、特例として認めるものとします。

提出書類

「(多摩市様式) 在宅でのサービス利用に係る届出書」→全サービス必要

なお、在宅での支援を行うにあたっては、必ず、事前に利用者や家族の方へ丁寧に説明を行い、その理解を得るとともに、家族の支援等により自宅での受入れが可能であることを確認してください。

適用終了予定日については、国や東京都からの通知等を基に、改めて通知いたします。

問合・書類提出先

健康福祉部障害福祉課相談支援担当

TEL : 042-338-6847

E-mail : f-sodan@city.tama.tokyo.jp